

外国銀行代理業務の内容並びに 外国銀行代理業務の営業日及び営業時間

(外国銀行代理銀行の商号) JPモルガン・チェース銀行 東京支店

(所属外国銀行の名称又は商号)

ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション

ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・チャイナ・カンパニー・リミテッド

J.P. Morgan SE

(外国銀行代理業務の内容) 以下の業務の代理及び媒介

(これらの業務に関して、所属外国銀行との個別の取引を行うためのインターネットバンキング契約の媒介を含む):

銀行法第10条第1項第1号に規定する預金の受入れ

銀行法第10条第1項第2号に規定する資金の貸付け又は手形の割引

銀行法第10条第1項第3号に規定する為替取引

銀行法第10条第2項柱書「その他付随業務」のうち次の業務: 信用状に関する業務、事務受託業務、コンサルティング業務

銀行法第10条第2項第1号に規定する債務の保証又は手形の引受け

(外国銀行代理業務の営業日および営業時間)

日本における銀行営業日の午前9時から午後3時まで